

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定方法の見直し（案）

I. 総論

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）においては、温室効果ガスの排出量に関し、以下の2種類の用語がある。

（1）温室効果ガス総排出量（法第2条第5項）

： 温室効果ガスである物質ごとに政令^{（注1）}で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量をいい、実行計画^{（注2）}の措置状況の一環として、政府及び地方公共団体が公表する排出量。

（注1）政令：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条

（注2）実行計画：政府並びに都道府県及び市町村の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画

（2）温室効果ガス算定排出量（法第21条の2第3項）

： 温室効果ガスである物質ごとに特定排出者^{（注3）}の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令^{（注4）}で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいい、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、特定排出者が報告する排出量。

（注3）特定排出者：原油換算エネルギー使用料合計が1500kl/年以上となる事業者など、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者

（注4）政令：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第6条

○ 温室効果ガス総排出量及び温室効果ガス算定排出量の算定に用いる排出活動や排出係数は、制度設計時のインベントリで用いられているものや総合エネルギー統計の数値等を踏まえて設定されているが、これらの数値の更新等により、インベントリにおける算定方法と実行計画や算定・報告・公表制度における算定方法との相違が見られるところ。

○ このため、総合エネルギー統計の見直しを契機とし、温室効果ガス総排出量及び温室効果ガス算定排出量の算定に用いる排出係数等を見直すこととした。分野別の見直しの具体的な内容は以下のとおり（排出係数等の詳細な見直し内容は別紙参照）。

Ⅱ. 各論

1. 燃料の燃焼、漏出・工業プロセス分野

1-1 燃料の燃焼

(1) 発熱量

2000年の標準発熱量を用いて設定しているが、2005年度以降に適用される標準発熱量を用いて改定する。（【別紙】表1-1及び表1-2）

(2) 燃料（高炉ガス及び都市ガス）

高炉ガス及び都市ガスの排出係数について、2005年提出インベントリの1999年～2003年度値の平均値を用いて設定しているが、排出係数は減少傾向にあることから、インベントリ上の最新の排出係数である2009年提出インベントリの2007年度値を用いて改定する。（【別紙】表1-3及び表1-4）

(3) 他人から供給された熱

排出係数について、総合エネルギー統計から算出される1999～2003年度の平均値を用いて設定しているが、総合エネルギー統計から算出される2003～2007年度の平均値を用いて改定する。（【別紙】表1-5及び表1-6）

(4) 他人から供給された電気

排出量を正確に把握する観点から、温室効果ガス総排出量の算定に用いる電気の排出係数について、原則、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いることとする。

1-2 漏出・工業プロセス分野

※実行計画では算定対象外。算定・報告・公表制度上の算定方法のみ検討

1-2-1 漏出分野

(1) 石炭の採掘（坑内掘、CH₄）

排出係数について、2005年提出インベントリの2003年度値を用いて設定しているが、インベントリ上の最新の排出係数である2009年提出インベントリの2007年度値を用いて改定する。（【別紙】表1-7）

(2) 都市ガスの製造（CH₄）

排出係数について、1998年度の実測値を用いて設定しているが、インベントリ上の最新の排出係数である2009年提出インベントリの2007年度値を用いて改定する。（【別紙】表1-8）

1-2-2 工業プロセス分野

(1) セメントの製造

排出係数の算出方法（廃棄物等由来の CaO の取扱）がインベントリと異なるため、インベントリに合わせ、廃棄物等由来の CaO を控除した炭酸塩起源のクリンカー中 CaO 含有率に基づいた排出係数を設定する。（【別紙】表 1-9）

(2) 硝酸の製造に伴う排出

排出係数について、2005 年提出インベントリの 2003 年度値を用いて設定しているが、インベントリ上の最新の排出係数である 2009 年提出インベントリの 2007 年度値を用いて改定する。（【別紙】表 1-10）

2. 農業分野

(1) 最新のインベントリにおいて値の更新がある排出係数

家畜の飼養や家畜の排泄物の管理等の排出係数について、2005 年提出インベントリの 2003 年度値を用いて設定しているが、インベントリ上の最新の排出係数である 2009 年提出インベントリの 2007 年度値を用いて改定する。

また、算定・報告・公表制度において算定対象となっている「家畜の排せつ物の管理に伴う CH₄ 及び N₂O 排出」の牛について、2009 年提出インベントリを踏まえ、乳用牛・肉用牛の 2 区分に分けて排出係数を設定することとする。（【別紙】表 2-1 及び表 2-2）

3. HFC 等 3 ガス分野

(1) 最新のインベントリにおいて値の更新がある排出係数

HFC 等の製造や HFC 封入製品の製造における HFC の封入等の排出係数について、2006 年提出インベントリの 2004 年値を用いて設定しているが、原則として、インベントリ上の最新の排出係数である 2009 年提出インベントリの 2007 年値を用いて改定することとし、定期点検等（複数年に一回）の実施有無により排出係数が変動しやすい場合は、インベントリ上の直近 5 年間（2003～2007 年値）の平均値を用いて改定する。（【別紙】表 3-1 及び表 3-2）

(2) 業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入

整備時の排出量だけでなく、使用時の排出量を含めた使用時・整備時の排出量の算定方法について、実態上有効なものを検討する必要がある。算定方法の一例としては、排出量算定期間中の稼働機器に充填した冷媒量をもとに算定する方法が挙げられる。

4. 廃棄物分野

(1) 最新のインベントリにおいて値の更新がある排出係数

廃棄物の焼却や廃棄物の原燃料使用等の排出係数について、2005年提出インベントリの2003年度値等を用いて設定しているが、インベントリ上の最新の排出係数である2009年提出インベントリの2007年度値等を用いて改定する。（【別紙】表4-1及び表4-2）

(2) RPFの発熱量（標準発熱量の変更の影響）

ごみ固形燃料（RPF）の発熱量について、日本RPF工業会ヒアリング結果に基づく標準発熱量を用いて設定しているが、2005年度以降に適用される標準発熱量を用いて改定する。（【別紙】表4-3）

(3) 廃棄物の埋立処分の算定方法

活動量として「算定対象期間における分解量」を採用しているが、廃掃法における帳簿の保存期間と温対法における分解期間との整合性、算定における事業者の負担が大きい等の課題がある。

このため、事業者の負担を減らしつつ広く対象事業者の把握を行う観点から、排出ポテンシャルを計算する方法である「算定対象期間における埋立量（IPCCグッドプラクティスガイダンスのデフォルト法）」を用いた算定方法に変更することとする。（なお、排出量の報告に当たっては、事業者は、インベントリで採用されているFOD法を用いることを通じて、可能な限り正確な算定を行うことが望ましい。）

また、排出係数については、2005年提出インベントリの2003年度値等を用いて設定しているが、インベントリ上の最新の排出係数である2009年提出インベントリの2007年度値等を用いて改定する。（【別紙】表4-4及び4-5）

(4) 「合成繊維」及び「ごみ固形燃料（RDF）」の焼却

現在、温室効果ガス総排出量の算定における排出活動としては廃プラスチックの焼却のみが位置づけられており、「合成繊維」及び「ごみ固形燃料（RDF）」の焼却については位置づけられていないが、自治体での焼却実態があると想定されるため、インベントリ上の最新の排出係数である2009年提出インベントリの2007年度値等を用いて設定する。（【別紙】表4-6）